

質問回答書

平塚市教育委員会
 学校教育部学校給食課
 令和3年1月19日

委託名：（仮称）平塚市学校給食センターPFIアドバイザー業務委託

No.	項目名	質問内容	回答
1	仕様書18(1)	仕様書P5の18特記事項(1)に「令和6年9月よりも可能な限り早期に給食が開始できるよう～」との記載がありますが、PFI導入可能性調査報告書(概要版)P27には「開発許可が適用される場合は令和6年9月の供用開始は困難」との記載があります。導入可能性調査以後に、開発許可適用に関して何か判った事項がございましたらご教示願います。	現時点では既に公表している資料と同様の見解です。
2	仕様書18(1)	令和6年9月よりも早期の供用開始を目指すことに関して、定例議会だけではなく、臨時議会の開催を想定することが可能かどうかご教示願います。	現時点では想定していません。
3	仕様書18(2)ア	仕様書P5の18特記事項(2)アに「市の基金の活用など～」との記載がありますが、貴市において公共施設整備費の財源に充てることのできる基金等が既にございましたらご教示願います。	基金等の活用については今後の検討課題となりますが、平塚市公共施設整備保全基金の活用などが考えられます。
4	業者選定評価基準表	業者選定評価基準表に参考見積(10点)とありますが、点数の採点方法(計算式等)について、差し支えない範囲でご教示願います。	次のような視点から主観的に評価することを想定しています。 ・技術提案(取組方針、実施体制、事業内容)に関する評価の状況や業務量を踏まえ、見積金額が妥当かどうか。 ・提案内容の業務を効率的かつ効果的に遂行するための提案内容であり、見積額を低くする努力や工夫がされているか。
5	関係資料(平塚市学校給食基本構想・基本計画)	基本計画に記載のある「栄養教諭5名及び学校栄養職員8名」は、すべて県からの派遣の方であるか、市で雇用されている方が含まれているかご教示願います。	栄養教諭及び学校栄養職員の内訳は次のとおりです。 東部調理場：栄養教諭1名(県職員)、学校栄養職員2名(県職員1名、市職員1名) 北部調理場：学校栄養職員3名(県職員2名、市職員1名) 単独調理場(7校)：栄養教諭4名(県職員)、学校栄養職員3名(県職員1名、市職員2名)
6	関係資料(PFI導入可能性調査結果報告書(概要版))	導入可能性調査に整備条件として「5献立」が示されていますが、現在と同様に標準献立をベースに少しアレンジする程度を想定されているのでしょうか。献立数の考え方についてご教示願います。	現時点では、小学校給食、中学校給食、それぞれ各月の標準献立を設定し、食材確保や食中毒等不測の事態へのリスク管理の観点から、小学校3献立、中学校2献立を想定しております。